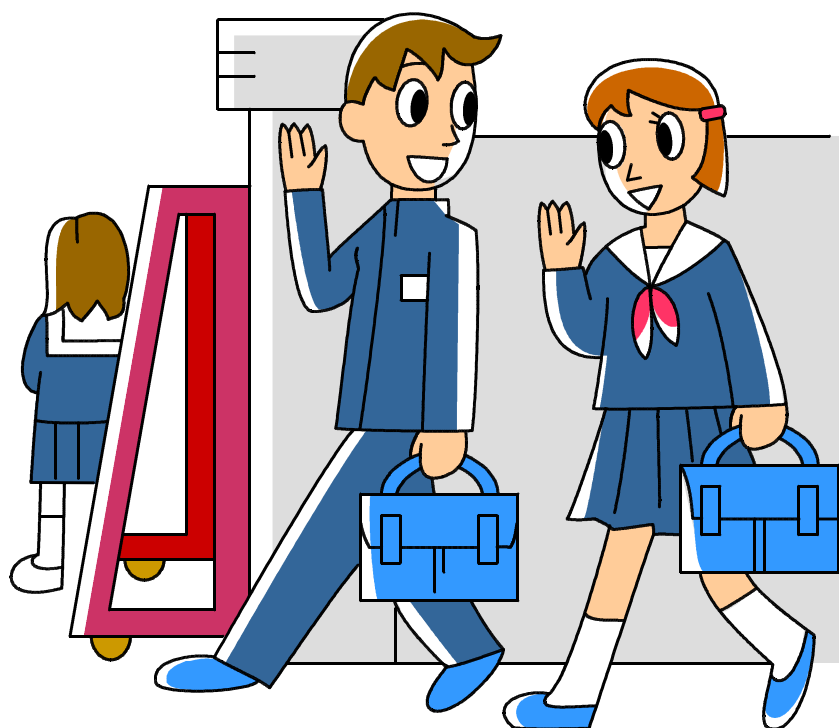


平成28年度

毛呂山町立毛呂山中学校いじめ防止基本方針



## 目 次

はじめに	1
第1 いじめの未然防止のための取組	2
第2 いじめの早期発見への取組	3
第3 いじめの早期解決への取組	4
第4 いじめの問題に向けての校内組織	5
第5 いじめの防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について	6
第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策	7
第7 年間行事予定	8

## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体・全教職員でいじめの防止・早期発見に取り組み、いじめの事実を認識したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

毛呂山町立毛呂山中学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

- いじめは決して許されないことであり、また、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。
- 毛呂山中学校に携わるすべての関係者一人一人が、改めていじめ問題の重要性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要がある。

## 第1 いじめの未然防止のための取組

- 1 道徳教育を充実させる。
  - ① 教育活動全体を通して
    - ・ 「いじめをしない、許さない」心を育てるため、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳主任・各学年道徳担当教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
    - ・ 全体計画を工夫し、道徳の内容項目と関連付けを重視、重点化を図り、時期と内容を明確にして作成する。
  - ② 道徳の時間を通して
    - ・ 年間計画の中に「いじめ撲滅強化週間」などの強化・対策期間をつくり、「2 主として他の人とのかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。
  - ③ 「いじめ撲滅強化期間」を設け、具体的に取り組む。
- ※ 実施項目に基づき、学校や生徒の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
  - ・ 生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
  - ・ 生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
  - ・ 校長による講話
  - ・ 「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
  - ・ 学校だよりや学年だより、PTA 広報誌による家庭や地域への広報活動など。
- 2 直接体験の場や機会を通して
  - ・ 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。
- 3 道徳ゲストティチャー「いのちの大切さ」を学ぶ授業を通して
  - ・ 生徒が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友だちの代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

授業の実施：各学年 7 月
- 4 メディアリテラシー教育を通して
  - ・ 「情報安全セキュリティー講演会」の実施  
生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話・スマートフォンを使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
  - ・ 「携帯・インターネット安全教室」の実施： 6月下旬 全学年生対象

## 第2 いじめの早期発見への取組

- ・ いじめは『どの子どもにも、どの学校にも起こりうる』問題であることを十分に認識し、学校等における相談機能を充実し、生徒の悩みを積極的に受け止めることができるような体制を整備する。
- ・ 学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- ・ 事実関係の究明にあたっては、真実の把握を正確かつ迅速に行う。
- ・ いじめが発生したときは、学校のみで解決することに固執することなく、保護者等からの訴えに謙虚に耳を傾け、その上で関係者全員で取組姿勢が重要である。また、教育委員会と連携して対処すること。
- ・ 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得るように努める。

### ※ いじめの早期発見（チェックポイント）

- 遅刻、欠席が増える
- 遅刻ぎりぎりの登校が目立つ
- 表情がさえず、うつむき加減
- 出席確認の際、声が小さい
- 頭痛、腹痛などを頻繁に訴える
- 授業中、正しい答えを冷やかされる
- 筆圧が弱くなる
- 休み時間はトイレなどに閉じこもったり、遅れて教室に入ってくる
- 物が壊れたり、事件が起きると、その子のせいにされる
- 椅子や机が壊されたり、所持品や机などに落書きされる
- 授業の始めに、机の上の教科書などが散乱している
- 特定の子の体育着が破られたり、靴が隠されたりする
- 正しい意見なのに、「へ〜」などと野次がとんだり、その意見がなぜか支持されない
- 用事もないのに職員室や保健室に来たり、部屋の周りをウロウロする
- その子を誉めると、クラスの子どもたちがあざけたり、シラケたりする
- あとで、「何さ、あんなやつ誉めて」とケチがつく
- 「誰かやってくれないか」と言うと、特定の子の名がふざけ半分でいつも出てくる
- 今までのグループからはずれて一人ポツンとし、沈みがちになる
- 「ばいきん」「〇〇菌」などと、人の嫌がるあだ名をつけて呼ぶ
- 急いで一人で帰宅する
- 日記、作文、絵画などに、気に掛かる表現や描写が表れる
- 教材費、写真代などの提出が遅れる



### 第3 いじめの早期解決への取組

- (1) いじめ問題を発見した時は、家庭との連携を図り、学校の取組についての情報を速やかに家庭に伝え、今後の指導や防止に活かす。
- (2) 生徒指導委員会が中心となり、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- (3) 生徒指導部は、いじめ未然防止研修会の開催を年間計画に位置づけ、全職員の資質向上に努める。
- (4) 年2回、全職員で問題を抱えている生徒について、現状及び今後の指導方法について、情報交換し、共通指導ができるように情報共有を図る。
- (5) スクールカウンセラーの活用やいじめ相談窓口の設置により児童・保護者がいじめに係わる相談ができるような相談体制を確立する。
- (6) 本校では、本校職員が、いじめに係る相談等において他校の児童が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。
- (7) 本校では、23条2に基づき、いじめに対する措置の結果を県教育委員会へ速やかに報告する。

## 第4 いじめの問題に向けての校内組織

学校が、全職員の協力体制を確立し、学校設置者とも適切に連携し、いじめ根絶に向けた組織としていじめ問題対策会議（生徒指導委員会）を組織し、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、いじめの防止等のために設置する組織を中核に校長のリーダーシップのもと、校内いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会）を中心に、町教育委員会の指導のもと、関係機関等と緊密な連携を図る。

### 【構成員】

この会議の構成は生徒指導部会・教育相談部会からなり、各部会は週1回（生徒指導部会は月曜2限目、教育相談部会は金曜2限目）開催し、必要に応じて校内いじめ防止対策委員会（生徒指導部会）を開き対応していく。

- ・生徒指導部会 校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 各学年生徒指導担当 養護教諭  
生徒指導 支援員 毛呂山小学校生徒指導担当（都合が合う場合）
- ・教育相談部会 校長・教頭・教務主任・養護教諭・各学年教育相談担当
- ・いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会） 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、  
学年主任、各学年生徒指導担当 養護教諭 教育相談主任  
相談室担当（スクールカウンセラー）

そのときの状況に応じて対応していく。

### 【活動内容】

- ・生徒指導部会 毎週月2限目に開催  
各学年の生徒指導の状況（いじめ事故も含む）・学年の状況の報告 生徒指導に対する対応の方法・アドバイスなどを話し合い、
- ・教育相談部会 毎週金3限目に開催  
各学年の不登校生との状況の報告・対応についてのアドバイス。教育相談週間の生活アンケート（いじめについても含む）の企画・実施結果の分析などをおこなう。
- ・いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会）  
1ヶ月又は2ヶ月に1回開催また、いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。  
家庭や地域、関係機関との密接な連携を図る。いじめ防止に関することの協議。  
児童に関する情報の共有をはかる。

## 第5 いじめの防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

### 【重大事態の意味】

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申し立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

「重大事態」を全職員が理解し、「第4 いじめ問題に向けての校内組織」における組織において調査を実施する。調査結果については、28条2項に基づき保護者に対して適切に提供する。

調査結果に基づき本校では、以下のとおり全職員で再発防止に努める。

- ・ 生徒指導部では、いじめが二度と起こらないため生徒指導体制の点検を行うとともに、年間計画の見直しを即座に実施する。
- ・ 教務部では、いじめの被害生徒を守るため、補講計画を立案し、学習面のサポートを実施する。



## 第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

本校では、「一人の人間としてよりよく生きる力をはぐくむ」の方針に基づき、生徒のインターネット上のいじめを防止するために情報モラルの徹底を図る。

- (1) 総合の時間等を利用して、ネット問題について全学年・保護者対象に情報セキュリティ講演に講師を招き実施する。
- (2) 必要に応じ、各学級で指導する。
- (3) 技術科の授業において情報モラルについての学習を行う。
- (4) P T A家庭教育学級や人権講演会においてインターネット上の危険性・問題点を保護者に周知し、家庭における情報モラルの推進を図る。
- (5) 学校たよりや通信等によって情報機器の正しい使用法について紹介する。

## 7 年間行事予定

4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年、各教科、各委員会、各分掌における新年度いじめ防止基本方針における取組策定</li> <li>・企画委員会：「年度学校基本方針」策定・確認</li> <li>・いじめ防止対策委員会の開催（月1回、生徒指導委員会）</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評議員会において基本方針の協議（〇〇委員会）</li> <li>・生徒対象いじめアンケート調査（人権教育部）</li> <li>・生徒理解研修会の実施（各学年に実態把握）</li> <li>・体育祭を通してのクラスの団結・思いやりの指導</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業改善に関わる研究授業</li> <li>・1年生・保護者対象情報安全セキュリティー講演会実施</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止研修会</li> <li>・「学校いじめ防止基本方針」評価・改善検討</li> <li>・家庭訪問・教育相談週間を通しての生徒理解</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒理解研修会</li> </ul>
9月	
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめに関するアンケート（学校生活アンケート、生徒指導部）</li> <li>・合唱祭をとおしての指導</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケートをもとにした研修会</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評価児童対象アンケートの実施</li> <li>・学校評価保護者対象アンケートの実施</li> </ul>
1月	
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評議員会において基本方針の協議</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討（・いじめ防止対策委員会）</li> <li>・企画委員会において、今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討（企画委員会）</li> </ul>